

第十地区教科用図書採択協議会の文書開示に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第十地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）の文書開示に関し必要な事項を定め、もって公正かつ適正な教科書採択の手続きに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「文書」とは、協議会及び教科用図書選定委員会並びに教科用図書調査研究部がその職務上作成し、または取得した文書をいう。

(事務手続)

第3条 文書開示の要請は、協議会会長に対し行うものとする。

2 文書開示に関する事務処理は、協議会の事務局が行う。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、文書の開示に必要な事項（手数料10円を含む）は、広川町情報公開条例（平成14年広川町条例第24号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広川町条例第3号）の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。